



拓北・あいの里地区社協ミニ通信

拓北・あいの里地区社会福祉協議会

会長：渡邊 寛 広報部長：森下 満

この広報冊子は赤い羽根共同募金の支援を受けています

No. 67

令和4年 7月 27日

6月8日(水)及び7月6日(水)に社協常任理事会が行われました。各部の活動状況と今後の予定についてご報告します。



コロナが急増しています。基本予防対策を！

■ 総務部より ■

・連町・民児協・社協三者連携による見守り推進プロジェクトの今後

7月23日(土)の単位町内会長会議で、「見守り活動事例集」の配布、「札幌市65歳以上世帯名簿」取扱い研修を行うなど、見守りの推進を図る予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が急増しているため延期となりました。今後については現在検討中です。

・令和3年度の福祉除雪実施状況 並びに この冬に向けてのお願い

大雪だった昨冬の福祉除雪は、実施件数(利用世帯数)107に対し協力員数が1/2以下と少ない結果でした。不足分は少数の協力員さんが多くの利用世帯を掛け持ちする状況でした。

福祉除雪には利用者の見守りの目的もありますが、利用者との協力員が同じ町内会同士の組み合わせも1/2以下でした。距離のある他の町内会や企業・団体等の協力員さんが対応する状況でした。

今年も9月から区の社会福祉協議会へ福祉除雪の申込が始まります。利用世帯のある町内会長さんには10月下旬に北区社協から利用申込者に対する地域協力員さん探しの依頼が届きます。

地域協力員さんには12月1日から翌年3月25日までの期間を対象に1世帯当たり21,000円の活動報酬が支払われます。より多くの皆様に福祉除雪にご協力いただきますようお願い致します。

・オンライン方式の会議・行事への展開について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で集合形式の事業の開催が難しい状況が続きますので、オンラインを活用した会議・事業への展開が必要との方向性で検討を進めてきましたが、大型モニターの購入、モバイルWi-Fi等通信機器の購入・契約に続き、Zoomの利用契約を済ませました。早速常任理事会で利用し、6月8日では3名、7月6日では4名のオンライン参加がありました。



7月6日(水)社協常任理事会でのオンライン併用開催のようす



オンライン参加の西村・まちセン所長

・電話福祉相談を、毎週月・水・金曜日(祝祭日以外)

の10時から12時まで受け付けています。電話番号は778-0778です。

■ ふれあい交流部より ■

・7月14日(木)のひまわりクラブはコロナ拡大傾向のため中止しました。8月4日(木)も中止します。

・9月以降のひまわりクラブ及び福まちサロンは開催予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況によって開催の可否を判断し、その結果を地区センターに掲示します。

■ 地域ケア部より ■

・6月例会は、14日(火)18:30-20:30、「オンラインサロンの体験会Ⅱ」を行いました。参加者は11名。前回に続きオンラインの体験会で、参加者の近況を中心に、楽しい交流の時間をもちました。

・7月例会は、19日(火)18:30-20:30、ゲストにあいの里アットホームクリニック院長の塩野谷洋輔さんをお招きし、「このまちの訪問医療を」と題し、在宅医療・訪問診療について学びました。参加者は21名。拓北・あいの里地区には在宅医療の拠点となるクリニックがありませんでした。住民ばかりでなく、この地区の医療・介護・福祉・保健活動に従事する専門職、施設職員の皆さんも切望していたところ。あいの里アットホームクリニックでは、医師2名、看護師2名のスタッフで、訪問範囲は当院から半径16kmと広範囲ですが、この地域での訪問が期待されます。病院に行くのが大変な患者さん、忙しく通院に付き添えないご家族にとって、訪問医療は大きなメリットがあります。当院では、医師と看護師がご自宅を訪問し診療、突然の体調不良等の緊急時には24時間365日対応、介護をするご家族もサポート、月2回診療で血液検査・心電図検査、薬の処方等を実施、施設に入所されている患者も対象、入院が必要な場合の病院と連携、重症な患者も対応し在宅酸素療法の管理も可能、ご自宅での点滴にも対応、などの幅広い訪問診療を行っていることが報告されました。参加者からは質問も多く出て、とても理解が深まりました。



【→裏につづく】

◆次回例会のご案内◆

8月例会は16日(火)の予定でしたが、お盆の最中のためお休みとします。次回例会は9月になりますが、詳細は追ってご案内します。

地域ケア部部員、ケア施設町内会会員にはメーリングリストでZoomアクセス情報をお知らせします。その他の方はケア施設町内会事務局・長谷川までメール hasepy55@gmail.com でお問合せ下さい。

社会福祉協議会って何?、どんなことをやっているの?・・・第2弾

●社会福祉協議会の事業とその活動について、前号の1~5に続いて・・・

6 地域福祉を推進する住民組織の支援

住民が主体となって、地域生活課題を把握し、話し合いを行い、必要な活動に取り組み組織づくり。地区社協や校区福祉委員会などの名称で小学校~中学校区域で設置される場合が多い。

7 地域福祉活動計画づくり

地域住民や福祉活動を行う団体などが、『地域福祉の担い手』として主体的に策定する民間の活動・行動計画で行政による地域福祉計画と連動し、一体的に策定されることも多い。

8 相談支援や権利擁護

福祉総合相談・専門相談。どこに相談したら良いかわからないなどの相談も含めて必要に応じた関係機関につなぐ役割を持っている。弁護士、司法書士による法律相談などの専門的な相談を定期的実施している社協もあったりなど、活動は各社協によってバラバラである。

9 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えると共にその在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。都道府県社協を実施主体とし、市区町村社協が窓口となって実施している。新型コロナウイルスの影響で収入が減少し生活に困窮する人への『特例貸付』を実施。

10 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う。

11 権利擁護センター・法人後見

成年後見制度の利用に関する相談や市民後見人の育成・支援等を実施。社協として法人貢献を受任し、身の上保護や財産管理を行う。

12 生活困窮者自立支援

自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業等を実施。独自の小口資金貸付やフードバンク事業等も行われている。

13 各種相談支援事業

地域包括支援センター、機関相談支援センターなどがあり、相談支援機関のネットワークづくりや多職種の研修会の開催なども行っている。

14 介護・生活支援サービス

介護・生活支援サービスは市区町村社協がメインに行っており、内容としては実施順に『居宅介護支援』『訪問介護』『通所介護』『訪問入浴介護』『地域密着型通所介護』『認知症対策型通所介護』『短期入所生活介護』があります。

15 ボランティア・市民活動センター

ボランティアに関する相談・マッチング。ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っている。

16 ボランティア養成

NPO・ボランティア団体などの活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会の創出

17 ボランティアグループやNPO支援

企業の社会貢献活動や大学との連携・協働によるボランティア・市民活動の展開

18 福祉教育

福祉教育として、小中学生・高校の総合学習などとの連携により子供たちの福祉の学びを支援するほか、地域住民への生涯学習として福祉やボランティアに関する広報啓発、住民が地域の福祉について話し合う住民座談会などの取り組みが行われている。

19 災害対応・被災地・被災者支援

災害が発生した際に、被災した人たちや地域を支援するために災害ボランティアセンターを設置。被災者のニーズを把握し、ボランティアマップをマッチングする。また、『被災者中心』『地元主体』『協働』を三原則として、ボランティア活動を通じた被災地・被災者支援のため、様々な支援・調整を行う。

20 生活支援相談員

戸別訪問による見守りを行い、相談支援やサロン活動などを通じたコミュニティの再建を行う。

※市町村、地区によっては拠点、活動がないものがありますが、最も身近な拠点に繋げることができます。

「KIDS SYSTEM 子どもの発達と教育ホームページ」より転載